令和６年９月市議会定例会

文教福祉常任委員会資料

議案第122号	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件	Ｐ２～
議案第130号	福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例を廃止する条例制定の件	Ｐ３～
議案第112号	令和６年度福島市一般会計補正予算（第４号）	Ｐ５～

こ ど も 未 来 部

議案第122号

福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件

こども政策課

【議案書35ページ】

1　条例の概要

　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」という。)に基づき、本市が独自に個人番号を利用する事務及び個人番号を利用する庁内の情報連携に関し必要な事項を定めるもの。

　この条例の規定により、市が行う児童手当及び児童手当の特例給付の支給に関する事務において、市民の地方税関係情報など特定個人情報の利用が認められているもの。

※特例給付について

児童手当の支給要件(所得制限限度額)を超える所得がある方に、特例(所得上限あり)で児童1人あたり月額5，000円を支給するもの。

2　条例(一部改正)の趣旨

　児童手当法の一部改正に伴い、児童手当の支給に係る所得制限が撤廃され、特例給付が無くなることから、特定個人情報の取扱いの見直しを行うものである。

3　条例改正の内容

　特定個人情報の利用対象から特例給付の支給に関する部分を削除。

4　条例の施行日　　この条例は、令和6年10月1日より施行する。

議案第130号

福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例を廃止する条例制定の件

幼稚園・保育課

【議案書50ページ】

1　廃止する条例の概要

・幼児教育・保育無償化の対象となる市内の認可外保育施設について、子ども・子育て支援法（以下「法」）の経過措置規定に基づき、施設の人員及び設備等に関する基準を定めたもの。

・内容は、国基準【法施行規則（以下「本則」）】と同一。

2　条例（廃止）の趣旨

令和元年10月の無償化施行から5年となる今月末で国の経過措置が終了し、来月より国基準が全国一律で適用となることに伴い、本条例は廃止するものである。

３ 廃止条例に係る経過

	認可外保育施設の無償化対象基準
令和元年10月	○【法：本則】国が定める人員・設備等の基準を満たす施設のみ対象とする。 ○【法：経過措置】 ・施行後５年間は、国基準を満たさなくても、設置届を提出していれば対象とする。 ・ただし、条例により国基準内で対象を制限することも可。 ⇒**【本市】保育の質確保のため、国基準と同じ内容の条例を制定。**
令和６年10月～	○経過措置が廃止となるため、国が定める人員・設備等の基準を満たす施設のみ対象となる。 ○条例により自治体独自に対象制限を可能とする規定も、併せて廃止。 ⇒**【本市】条例廃止。国基準を満たす施設が対象となる。≪実質的には変わらない≫**

※無償化の対象児童：3～5歳児、ならびに0～2歳児の市民税非課税世帯の児童。
※認可保育施設等は、全ての施設が令和元年10月から無償化対象。

４ 条例廃止の影響

○本市内の認可外保育施設：20施設（令和6年9月1日時点） ⇒影響なし。
・現在、すべて条例の基準【国基準と同じ】を満たしており、無償化対象施設となっている。
・条例廃止後も、国基準を満たすことから、引き続き無償化対象施設となる。

５ 条例の施行日

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第１１２号　令和６年度福島市一般会計補正予算（第４号）

こども政策課

（単位　千円）

補正予算説明書頁	款	項	目	事業名	補正額	財源内訳 国庫支出金	県支出金	その他	一般財源	説明
16	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	放課後児童健全育成事業費	165,409	55,136	55,136	－	55,137	○国の放課後児童健全育成事業の運営費改正にあわせ、本市の運営補助を増額するため計上するもの。 ◆財源　子ども・子育て支援交付金 国1/3　県1/3　市1/3

拡充イメージ（児童数36～45人 年間開所日数250日以上の例）

区分	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額	クラブ数
①創設	常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合		4,734千円 （年度当初） ⇒ 6,552千円 （補助基準創設）	68クラブ 96クラブ （全クラブ）
②現行	常勤・非常勤問わず放課後児童支援員等を2名以上配置した場合（2名のうち1名は補助員に代えることができる）		4,734千円 （年度当初） ⇒ 4,868千円 （補助基準額増）	28クラブ 96クラブ （全クラブ）

※開所日数、長時間開所、障害児受入推進などの加算部分についても補助基準額が増額。

議案第１１２号　　令和６年度福島市一般会計補正予算（第４号）

こども政策課

（単位　千円）

補正予算説明書頁	款	項	目	事業名	補正額	財源内訳 国庫支出金	県支出金	その他	一般財源	説明
16	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	放課後児童クラブ整備事業費	50,400	16,800	16,800	－	16,800	○定員が不足すると見込まれる小学校区において、放課後児童クラブを新設・増設する事業者に対し、施設改修費等の補助金を計上するもの。

放課後児童クラブ整備事業

（１）対象学区／第三小・渡利小・大森小・野田小学区
（２）開設時期／令和7年4月
（３）開設場所／民間施設　ほか
（４）定員増数／101名

◆補助基準額
12,600,000円×4施設

◆財源
国1/3　県1/3　市1/3

学区	区分	ｸﾗﾌﾞ数	定員
第三小	閉鎖	△ 1	△ 19
	開設	1	40
渡利小	開設	1	40
大森小	閉鎖	△ 1	△ 40
	開設	1	40
野田小	開設	1	40
合計		2	101

本市放課後児童クラブ
登録児童数（利用者数）・待機児童数・委託クラブ数の推移

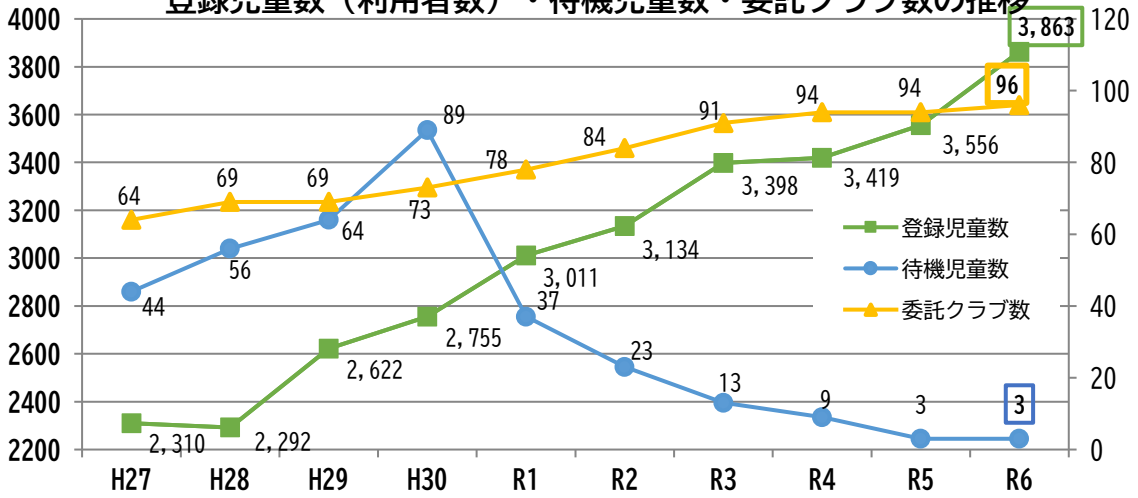

議案第１１２号　令和６年度福島市一般会計補正予算（第４号）

こども政策課

（単位　千円）

補正予算説明書頁	款	項	目	事業名	補正額	財源内訳 国庫支出金	県支出金	その他	一般財源	説明
16	3 民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	児童手当費	760,400	611,889	74,253		74,258	○令和６年１０月分からの児童手当の抜本的拡充実施にあたり、不足する児童手当を計上するもの。

	拡充前（９月分まで）	拡充後（１０月分から）
① 支給対象児童	中学生修了まで	高校生年代（18歳に達した年度末）まで
② 所得制限	あ　り	な　し
③ 支給額（月額）	３歳未満　：１５，０００円 ３歳～小学生： 第１・２子　：１０，０００円 第３子以降　：１５，０００円 中学生　：１０，０００円 特例給付　：一律１０，０００円	３歳未満　第１・２子　：１５，０００円 第３子以降　：３０，０００円 ３歳以上～高校生年代 第１・２子　：１０，０００円 第３子以降　：３０，０００円
第３子以降のカウント	高校生年代のお子さんから年齢順にカウント	大学生世代のお子さんから年齢順にカウント
④ 支給月と回数	年３回（６・１０・２月）	年６回（偶数月）　初回はＲ６．１２

◆財源

		国	県	市
３歳未満	被用者	１０／１０	―	―
	非被用者	１３／１５	１／１５	１／１５
３歳～高校生年代		７／９	１／９	１／９